

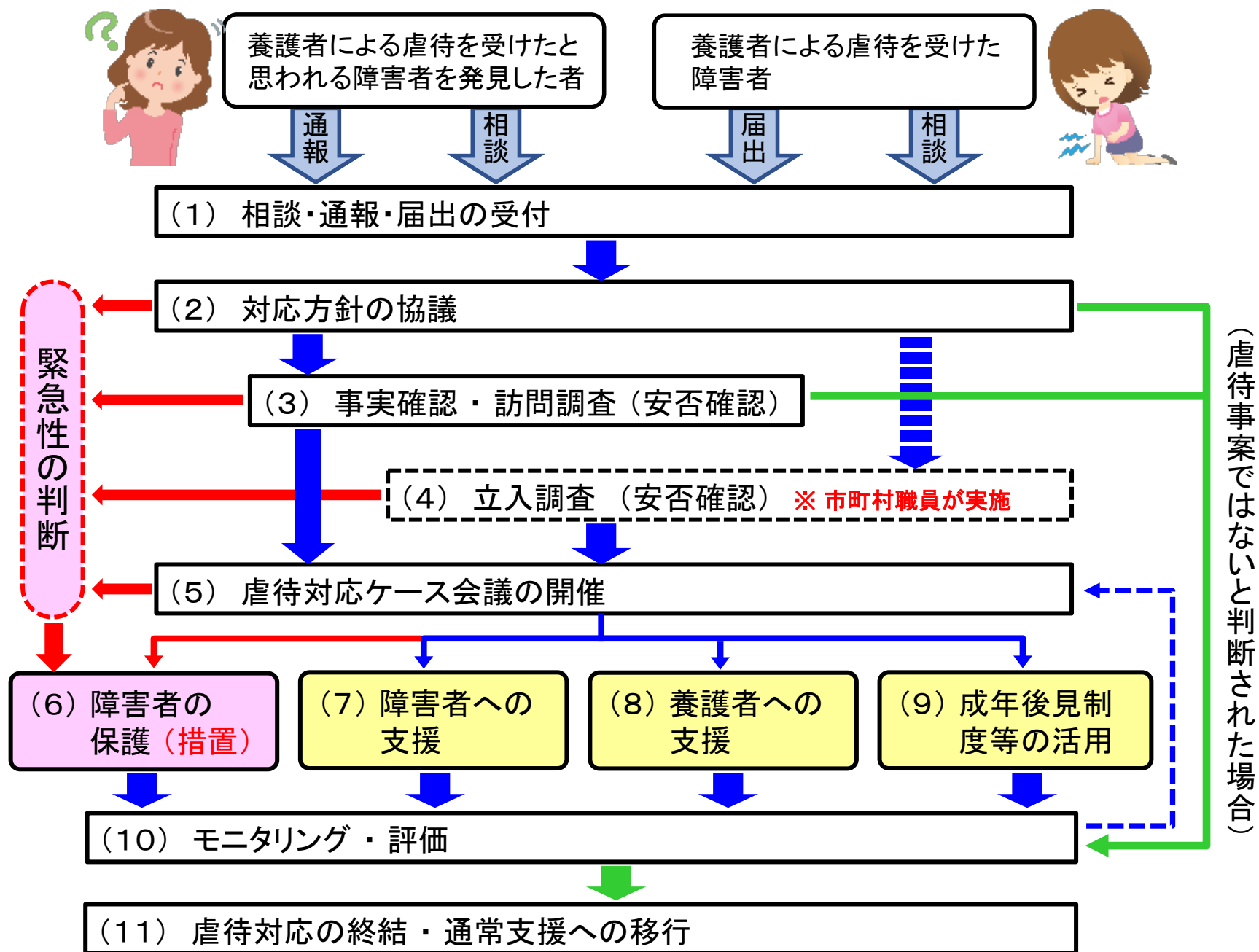
【講義2-I-2】

養護者による障害者虐待が 発生した場合の対応

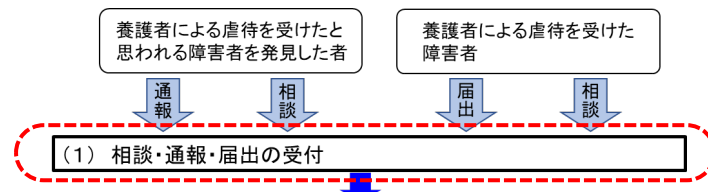
(初動期対応について)

谷口 泰司

関西福祉大学 社会福祉学部



(1) 相談・通報・届出の受付 (P.47-51)

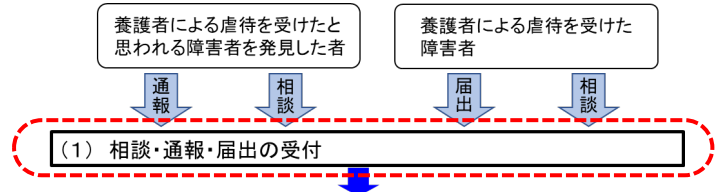


① 受付体制の整備

- 虐待発見者や障害者本人が、必ずしも虐待対応窓口に通報・届出等を行うとは限らないため、いずれの部署であっても、迅速に(直ちに)虐待対応窓口へ伝達される体制整備が重要となる。
- 後述する内容を的確に記録するためには、全ての部署が詳細を聴き取ることは現実的ではない、しかしながら、切迫した状況その他の場合で、折り返し連絡できないことも想定されるため、
 - ✓ 虐待対応窓口への転送（電話等の場合）
 - ✓ 虐待対応窓口担当者が出向くこと（庁舎等訪問の場合）等について、全ての部署が理解しておくことが求められる。

「後ほど連絡します」は禁句（初回接触時の不信感等は致命傷）

(1) 相談・通報・届出の受付 (P.47-51)



② 24時間対応の体制整備

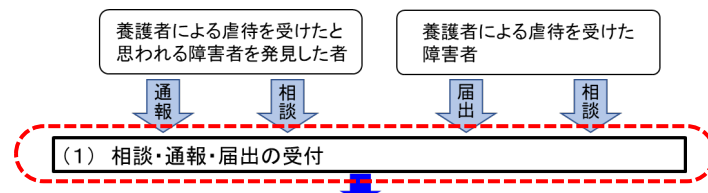
- ・虐待にかかる通報等は平日の日中に寄せられるとは限らない。
- ・夜間や休日に関しても直ちに対応できる体制整備は必須

③ 受付記録の共通化・適正化

- ・通報等に関する内容を的確に記録することが、その後の動きを左右するため、経験年数を問わず、窓口担当職員が的確に記録するための研修や記録様式の周知徹底が求められる。
 - ✓ 客観的な事実・情報に基づき、主観的な見解を付記するが、客観的な事実・情報は、非言語領域に少なからず存在するという認識が必要

「〇〇です」と話した時の声音・震え・表情等に真実がある

(1) 相談・通報・届出の受付 (P.47-51)



④ 警察との連携の確保

- 障害福祉サービス未利用者・障害手帳及び年金手帳等の未所持者にあっては、市町村とこれら障害者及び家族との接点がなく、警察からの情報は極めて有効なものとなる。

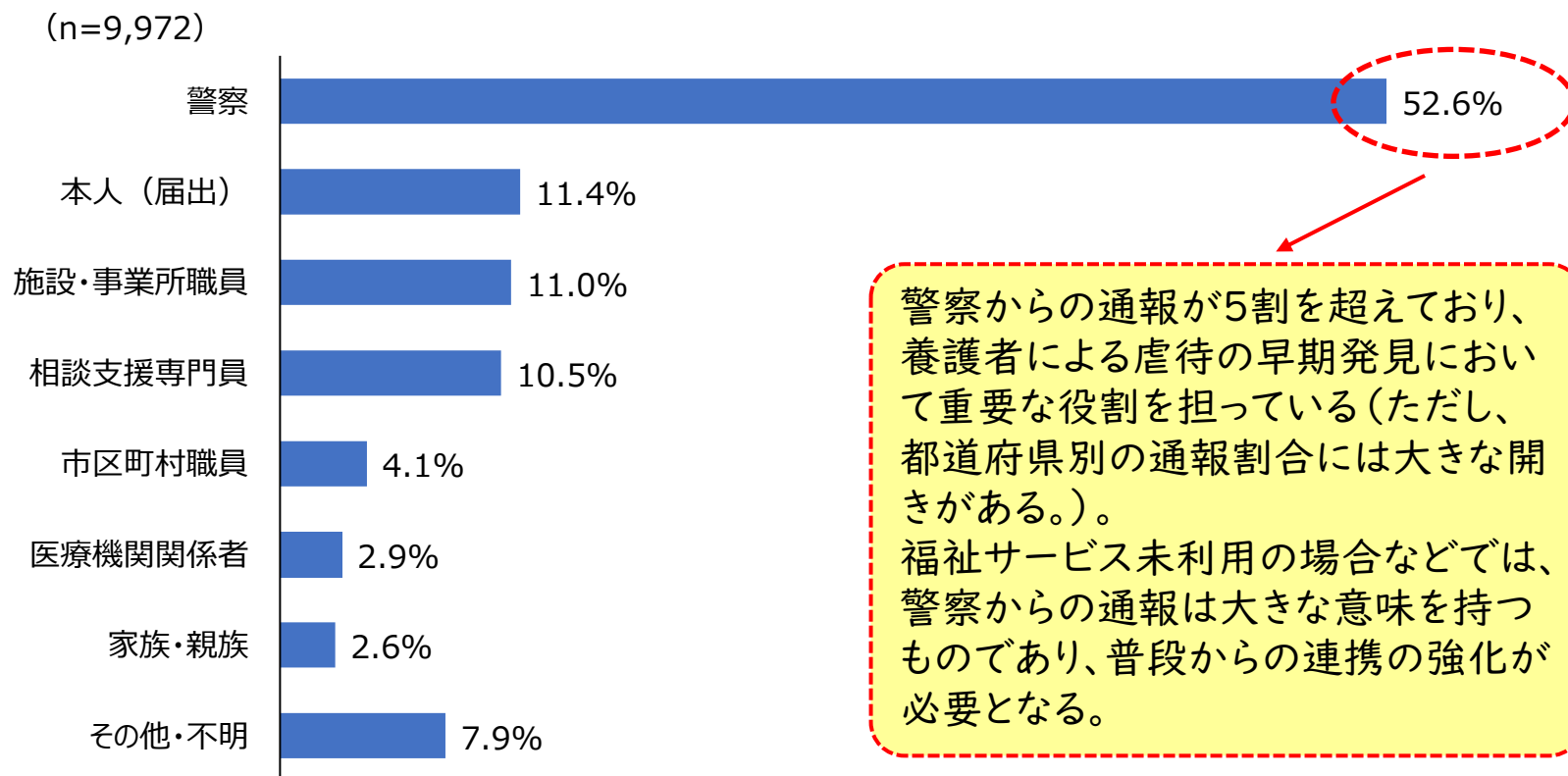
⑤ 個人情報保護と障害者の尊厳の保持

- 個人情報保護に関して誤った認識を持つ市町村（職員）が皆無であるとは言えない。
 - 個人情報保護の例外規定の適用の前提として、当該情報が“虐待という最も重大な人権侵害”にあたるものという認識を共有することが重要

「誰を向いて」「何を大事に」業務を遂行するかが問われる

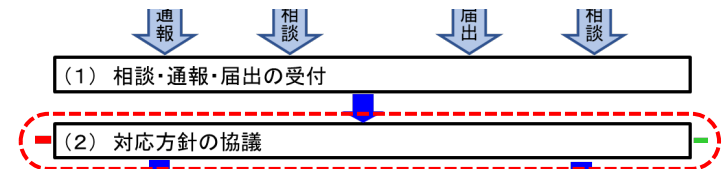
参考) 相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者の内訳 (複数回答)



(2) 対応方針の協議 (P.52-53)

① 初動対応の決定



- ・ 受付記録を根拠とした客観的・組織的（コアメンバー招集）な判断
- ・ 夜間や休日に関しても直ちに対応できる **体制整備は必須**
 - ✓ 事実確認方法・日時等の決定
 - ✓ 事実確認後の対応協議（コアメンバー会議）日程の決定
 - ✓ 関係機関への連絡・情報提供依頼等の今後の方針の決定
 - ✓ 職員の役割分担等の決定
- ・ なお、**(1) 受付の時点で、緊急対応の必要が明らかな場合**は、当該協議や受付記録作成の手順を踏むことなく、受付者が担当部局の管理職等を交え検討し、判断並びに行動を起こすべきことは言うまでもない。

※ 通報者への対応

- ・ 通報者からの事後の問い合わせ等については、市区町村の守秘義務（個人情報については報告できない等）について理解を求めていく。

(2) 対応方針の協議 (P.52-53)

② 緊急性の判断にかかる留意点



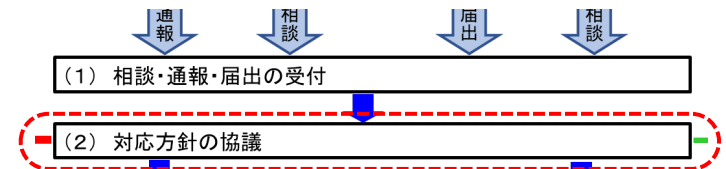
- ・ あくまでも“障害者本人の安全確保”が最優先
 - ✓ 障害者支援・養護者支援は必ず別の者が担当
 - ✓ 同性職員による対応に配慮（特に性的虐待が疑われる場合等）

緊急性あり	状況を現認のうえ、 <u>直ちに安全確保</u> のための対応
緊急性なし	その後の調査方針・担当者等の決定
情報不足等	障害者の安全が確認できるまで引き続き調査

緊急性がある（疑いを含む）と判断された場合は、その後の「（４）立入調査権」の行使、「（６）措置権の発動」による緊急保護までを想定した指示を下す必要がある（再度訪問を行う時間的余裕はない）。

「福祉・障害は特別」ではない！ ← 利益相反状態時の対応

(2) 対応方針の協議 (P.52-53)



【緊急性が高いと判断できる状況(例)】

- 生命・身体の安全が危ぶまれるような状況が確認または予測
- 本人や家族の人格や精神状況に歪みが発生もしくは推測
- 虐待が恒常化し、改善の見込みが困難
- 障害者本人または養護者による保護の要求が明確
- 虐待者の介入・援助の拒否による分離保護の必要性 など

(手引きP52-53より抜粋・加工)

最優先すべきは障害者の安全確保(養護者ではない)

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54-60)



① 迅速な対応と多角的な情報収集

- ・ 「(2) 対応方針の協議」時の方針に基づき迅速に対応
- ・ “訪問”による事実確認と可能な限り多方面からの情報を収集
 - ✓ 虐待は重大な人権侵害であるという意識の共有
 - ✓ 休日・夜間でも対応可能な体制の整備
 - ✓ 現認した状況に加え、障害福祉サービス事業者・民生委員等からの多角的な情報収集 → 背景・要因分析等に必要な
- ・ 事実確認業務自体は基幹相談支援センターへの委託可であるが、確認の流れの中で後述の立入調査を行う可能性がある場合については、市町村担当部署の職員しか立入調査権はない（民間のセンター職員には権限がない。）。

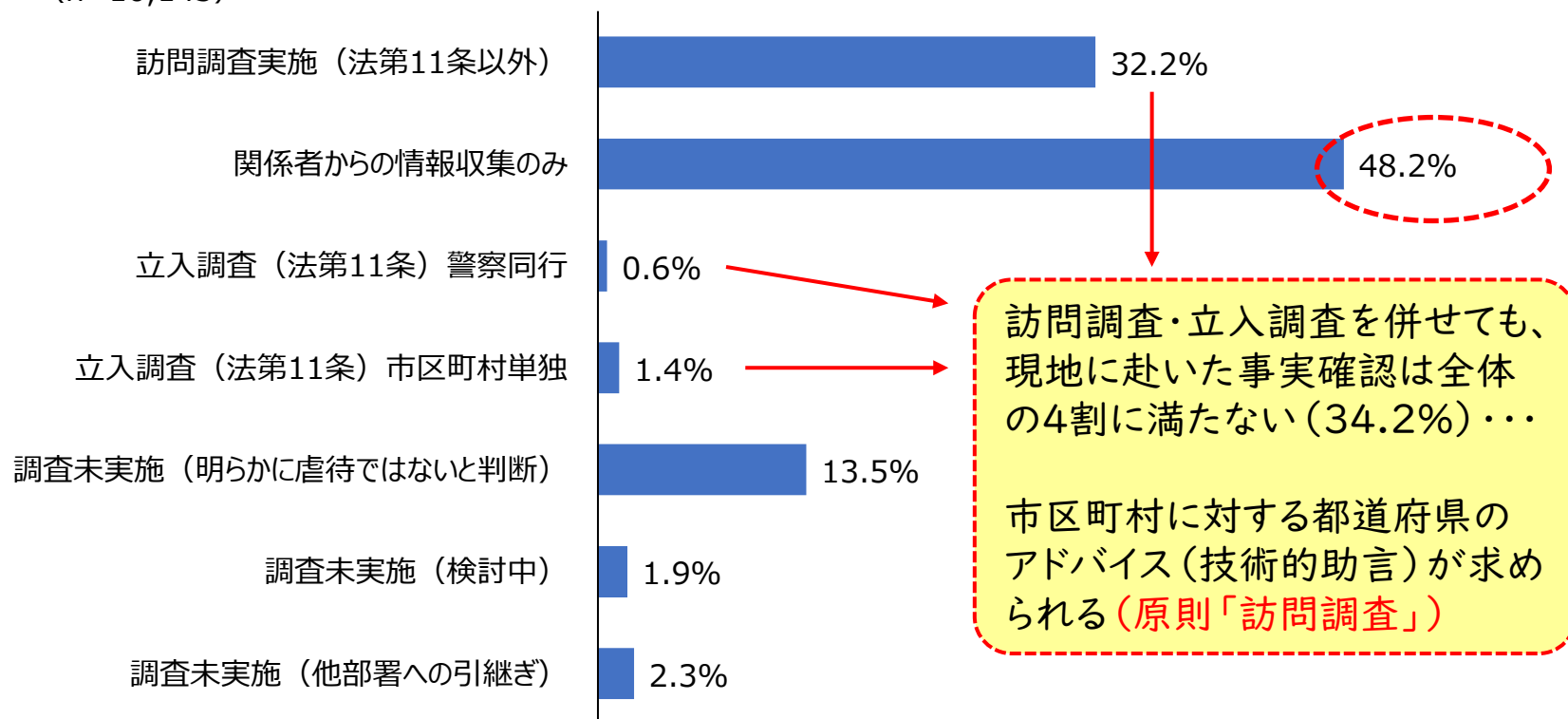
「○時間以内」ではない！ → 「直ちに対応」という意識

参考)

市区町村の対応状況

相談・通報・届出に対する事実確認の実施状況（内訳）

(n=10,143)

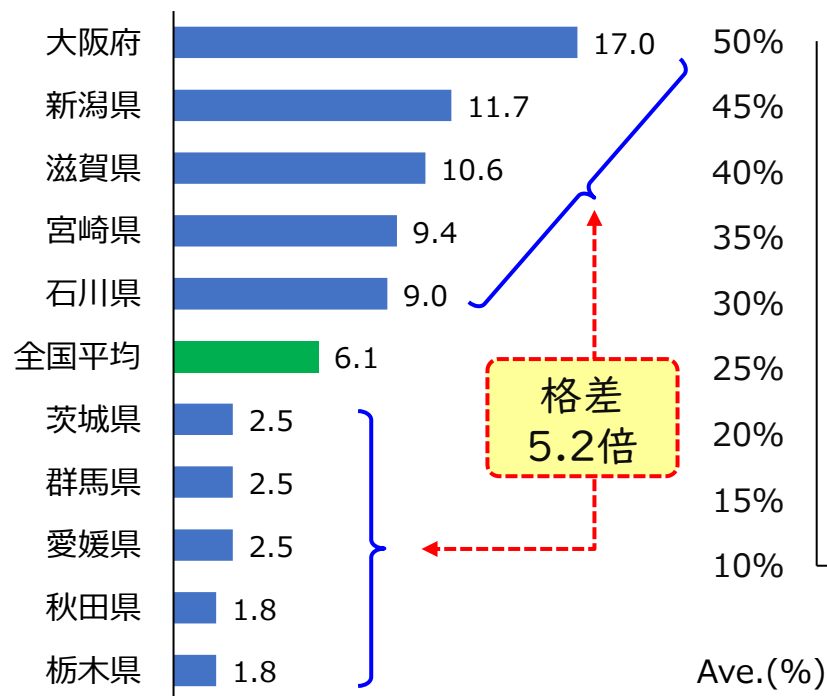


参考)

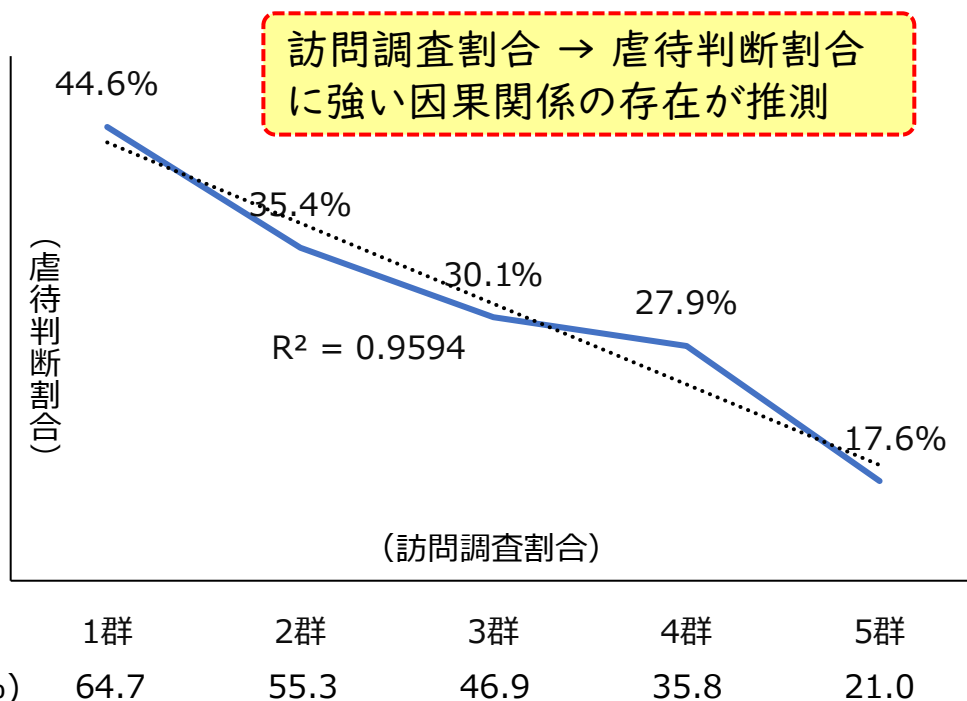
市区町村の対応状況

人口10万人あたりの相談・通報・届出件数
(上位・下位5道府県)

(n=7,654.6)



訪問調査割合と虐待判断割合の分布
(都道府県別割合の降順5区分)



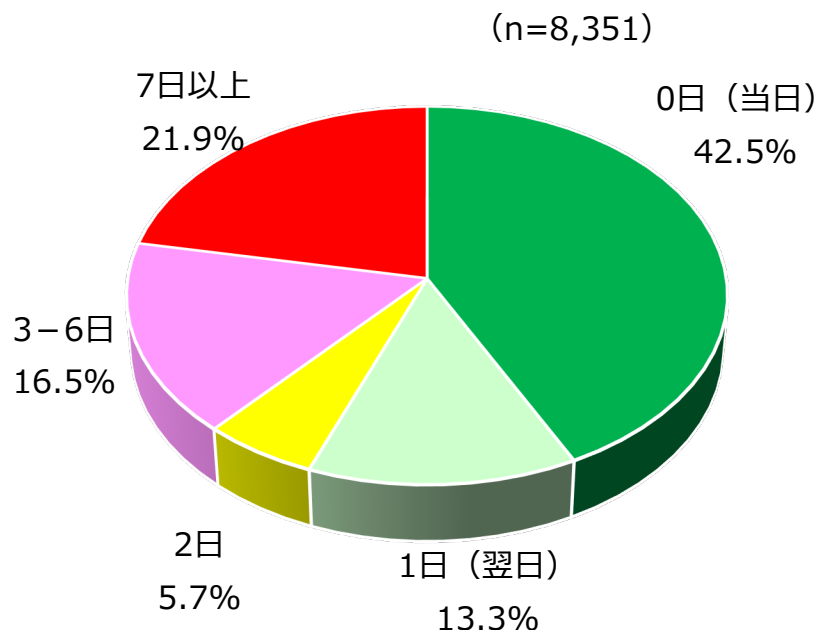
令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書
(令和6年12月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室) より筆者抜粋・加工

※ 数値は全て2019-23年度の5か年平均

参考)

市区町村の対応状況

相談・通報等から事実確認までの日数



当日・翌日の確認が過半 (55.8%) を占める一方で、約3割 (38.4%) は事実確認まで3日以上を要している。

虐待に関する通報の重み・虐待が重大な人権侵害であることを考えると、**直ちに対応**するという姿勢が重要 (対応マニュアルに記載された「○時間以内」であれば問題なしと済ませて良いか)



都道府県のアドバイスが重要となる。
→ 市区町村が**直ちに対応**すべきこと
→ **訪問により事実確認**を行うべきこと

令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書
(令和6年12月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室) より筆者抜粋・加工

参考) 訪問は様々な関係のはじまり

良好な関係が何らかの要因でほころびが出ると、他の要素にも連鎖・複合し、解決の糸口が見えない状況にまで**悪化**することがある。

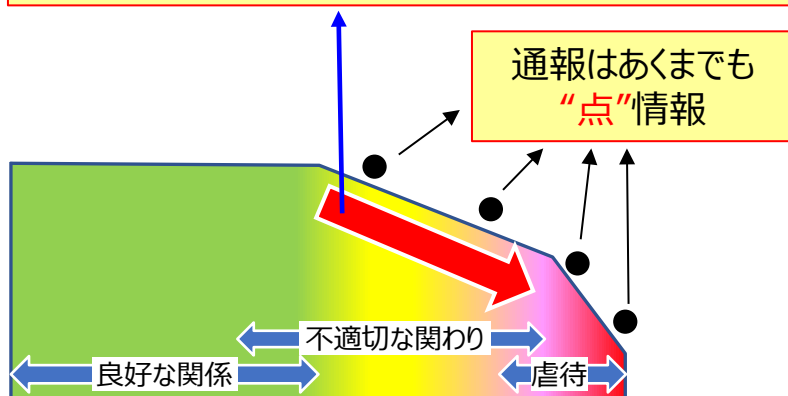
(きっかけとなる要因)

- 家族の高齢化による支援機能低下・体力・気力の減退
- 経済的環境・住宅環境の悪化
- 行動上の問題の増加（サービス未利用の場合等）
- 地域生活・社会生活における孤立・交流機会の減少
- 将来に対する閉塞感・絶望感 等

これらは連続“**線**”かつ“**動的**”なものであり、他者や地域との関係・経済的要因等を含む“**面**”的な把握により全体像に迫ることが可能となる。

→ 通報という“点”情報だけでは把握できないもの

→ **訪問による直接かつ総合的な把握が必要**



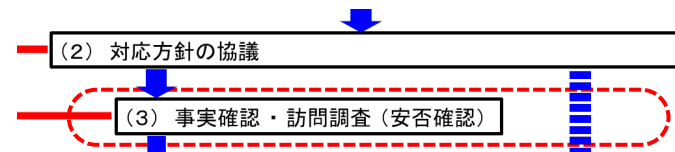
【市区町村に求められる視点等】

- ① 関係機関・住民との関係構築
→ 普段からの早期発見・通報の協力依頼
- ② 通報はメッセージであり関わりのチャンス
→ 通報は「心配だ」「何とか対応を」というメッセージであり、虐待であるか否かを問わず何らかの対応が必要
- ③ 迅速な訪問
→ 受け手（行政）の10分という長さは、当事者にとってはその何倍もの長さとなる。
→ 直接確認しなければ周囲の状況等は何もわからない（解決に向かわない）



これらの積み重ねが、結果的に虐待の早期発見・未然防止、不適切な関わりの進行・悪化の防止等につながる。

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54-60)



② 把握・確認すべき事項

虐待の状況	虐待の種類・程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過
障害者の状況	安全確認（面接確認を基本）、身体状況（傷害部位など）、精神状態（表情・行動などの様子）
障害者と家族の状況	人間関係（互いの立ち位置・強弱（従属）関係など）、養護者・同居人の情報
障害福祉サービス等の利用状況	現在の利用の有無・種類、サービス提供事業者・相談支援専門員等からの情報

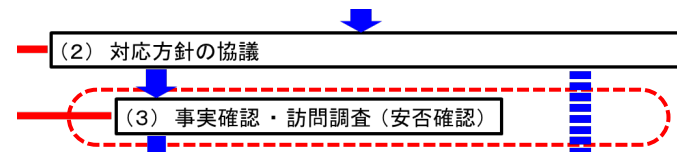
（手引きP54-55より抜粋・加工）

【刑事訴訟法】

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることが**できる**。

2 **官吏又は公吏**は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発を**しなければならない**。

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54-60)



③ 訪問調査時の留意事項

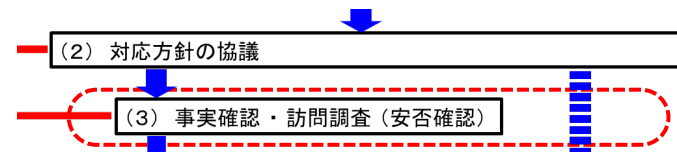
(原則)

- ・ 信頼関係に基づく訪問
- ・ 複数職員による訪問 (客観性の担保・危険回避・同性支援等を考慮)
- ・ 健康面への配慮 (医療関係者の同行・オンラインによる診断・状況把握等)
- ・ 十分な説明 (職務・調査事項・障害者の権利等)
- ・ 障害者・養護者のプライバシーへの配慮
- ・ 柔軟な調査技法の活用 (状況判断に応じた対応ができるように準備)

(緊急時等における例外)

- ・ 深刻な虐待で、障害者を緊急に保護する必要がある場合には、いかなる理由があろうとも (養護者との信頼関係が崩壊その他)、毅然とした対応が必要

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54-60)



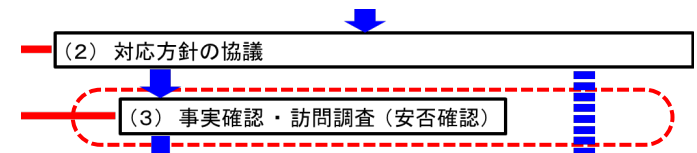
④ 介入拒否時の対応

- 最終的には「いかなる理由があろうと現認する」という姿勢
 - ✓ 関係機関・養護者の知人・地域の関係者からのアプローチを含め、養護者の抵抗感の少ない方法による訪問方法を検討するが、**最終的には「(4) 立入調査」**の権限発動も視野に入れる。
 - ✓ 虐待が深刻で緊急性が高い場合には、養護者の態度に関わらず積極的な介入が必須

⑤ コアメンバー会議の開催

- 「虐待の有無」「緊急性」の判断および「支援方針」の決定を行う。
- 市職員（担当者・管理職・市町村障害者虐待防止センター職員等）を中心に、必要に応じて障害者基幹相談支援センター職員、保健師等（健康面での必要がある場合等）により構成
- 現認ができない場合の立入調査権の発動についても協議

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54-60)



【コアメンバー会議での検討事項】

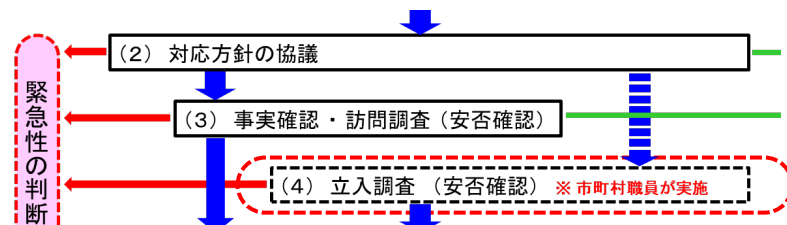
虐待の有無	① 虐待の事実はない → 適切な関係機関への引継ぎ 等 ② 判断できない → さらなる事実確認 等 ③ 虐待の事実を確認 → 緊急性・支援方針の協議 等
緊急性	① 分離保護 → 障害者の安全・安心の確保を最優先 ② 立入調査 → 調査拒否の場合の立入調査の決定
支援方針	① 支援方針 → 分離保護・在宅支援(集中・継続等) ② 役割分担 → 本人・養護者別、支援項目別 等 ③ 支援計画 → 目標・支援内容・履行機関・評価時期

本人中心の協議 ← 外的要因(予算・保護先の施設等)を排除

(4) 立入調査 (P.61-66)

① 決定時の留意点

- 立入調査が必要と認められる状況とは、
「緊急性・重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合」
- 管理職が出席している会議での検討を踏まえた決裁を経ることが必要



養護者の協力の有無は法の要件ではない。

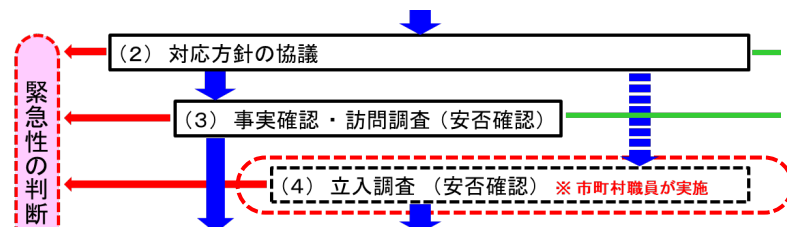
第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

「～できる」ではなく「～しなければならない」という姿勢

(4) 立入調査 (P.61-66)

【立入調査が必要と判断される状況】

- 本人の安否が不明、家族の接見拒否
- 物理的、強制的な拘束が推測
- 不適切な状況での生活の強制が推測
- 虐待歴のある家族の非協力的な態度
- 家族による医療機関・入所施設等からの強制的な引き取り
- 家族の不安定な言動・精神状態による虐待の懸念
- 家族全体の地域からの孤立、交流等の拒否 など



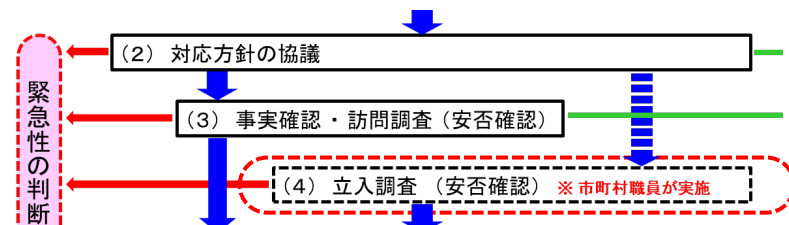
(手引きP61-62より抜粋・加工)

タイミング・状況・関係者の協力の有無等を勘案し決定

(4) 立入調査 (P.61-66)

② 実施体制・警察との連携

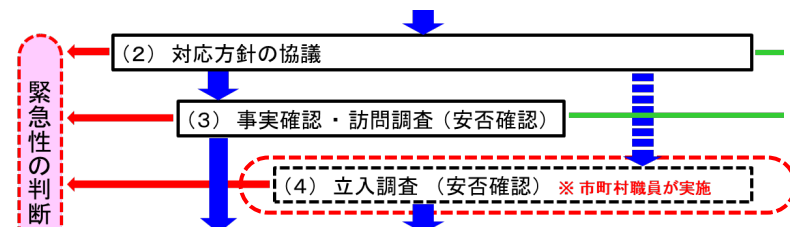
- ・ 複数職員の選任
- ・ 医療職の同行（入院加療の必要性の判断）
（養護者から物理的な抵抗が予測される場合）
- ・ 所轄の警察との事前協議のうえ立入り調査を実施
- ・ その他関係機関等（保健所・保健センター・親族等）との連携



第12条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

(4) 立入調査 (P.61-66)



③ 調査時の留意点

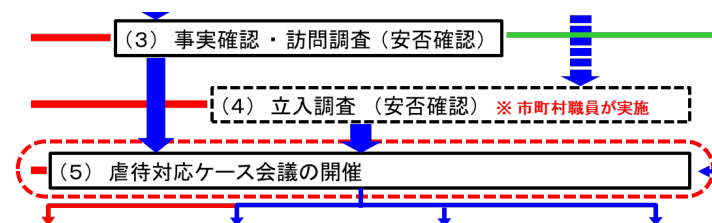
- ・ 立入調査は市町村職員のみが可能
- ・ 客観的かつ総合的な状況把握
- ・ 事態が深刻である場合には、措置権の発動による緊急保護の実施
 - ✓ 養護者等への事前通告は不要
 - ✓ 器物損壊（ドアを壊して入室等）は認められないため、確実にドアを開けてもらう手段を講じる。
 - ✓ 障害者の状況と意向等の確認が最優先であるとともに、居室の様子等を含め、総合的な判断ができるための情報を把握
 - ✓ 措置権発動による緊急保護時においては、養護者の同意は不要

立入調査に至る状況では、その後の対応も想定しておく

(5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.67-74)

① 構成員

- ・ コアメンバー会議 (3-④) で策定した
支援方針 (対応計画) に基づく具体的な支援方法等について協議



区分	構成員
コアメンバー	・ 障害者虐待担当職員 (<u>管理職の参加は必須</u>) ・ 事務を委託された委託先の職員
事案対応メンバー	・ 行政職員 ・ 相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等 ・ 医療機関 ・ 労働関係機関等
専門家チーム	(事案内容に応じ) 警察・弁護士・医療機関等

(5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.67-74)

② 協議項目等

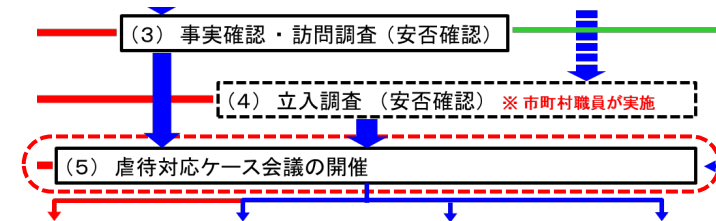
【アセスメント項目】

大区分	中区分
I 虐待の程度	1. 現在の虐待の状況 2. 過去の不適切な状況 3. 本人と虐待者の距離・関係
II 本人の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
III 虐待者の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
IV 家族の状況	1. 現在の状況



事実確認(日時・氏名・方法等)・支援の利用状況・虐待対応チームの記録とともに、

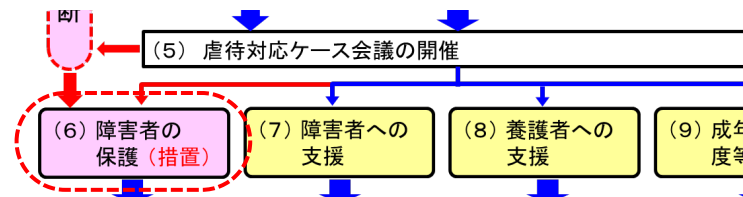
- ・ 左記項目の最終評価(支援の必要度を含む)
- ・ 支援上の重要課題等について協議



(6) 障害者の保護 (P.75-79)

① 留意点

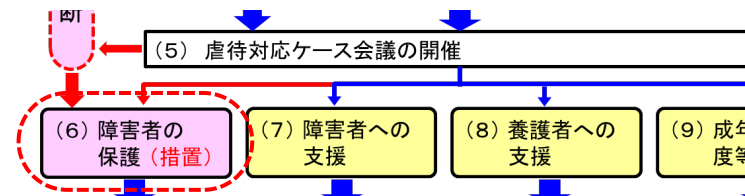
- 組織的・客観的な要否判断
 - ✓ 一連の調査・検討結果をもとに客観的に判断
 - ✓ 保護は相手方の人権等にも立ち入るため、組織的な判断が必要
- 迅速な対応
 - ✓ 場合によっては「直ちに」保護（夜間・休日に関係ない）
 - ✓ 上記に備え、受入先（緊急避難先）の確保は必須
- 保護・分離の手段
 - ✓ 障害者支援施設等への措置を基本（理由は6-③）として、契約による障害福祉サービスの利用・医療機関への一時入院等を活用



分離が結果的に養護者支援にもなる（支援疲れの場合等）

(6) 障害者の保護 (P.75-79)

② 措置権の発動



・ 施設入所に係る措置権発動は「義務」

- ✓ 「やむを得ない事由」(≡虐待)で、障害者の生命や身体に著しい危険があり、放置できない場合は「措置しなければならない」
- ✓ 障害者支援施設等は措置委託要請を拒否できない。
(措置入所による定員超過は容認)

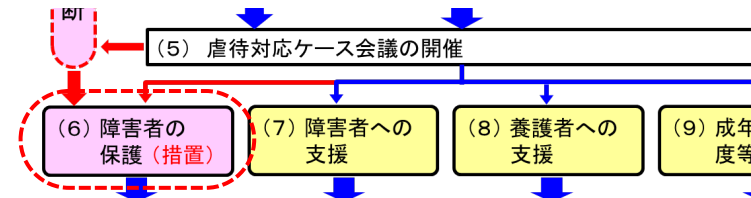


- ✓ 平常時から、委託先施設の確保・連携が重要
- ✓ 施設協会等との連携により広域での委託先確保が重要
- ✓ 感染症等の危険性をふまえ、入所前の健康チェック体制の確保
- ✓ 措置に関する基準(要綱等)整備
- ✓ 財源について財政担当部局と予め協議(扶助費≡義務的経費)

要綱・財源がないことを理由に措置しないことは許されない。

(6) 障害者の保護 (P.72-75)

③ 面会の制限



- 措置入所等については面会制限が可能
 - ✓ そもそも措置入所先を養護者に知らせる必要はない。
 - ✓ 養護者からの面会申出については慎重に判断（面会を許可する場合にあっても職員同席等の配慮が必要）



【措置入所を基本としないといけない理由】

- 契約入所・利用（緊急ショート等）の場合は、面会制限の権限がない。
 - ✓ 結果として、養護者からの面会申出に対し、障害者支援施設の長が面会を見合わせるよう説得しなければならないが、“このような責・負担を障害者支援施設の長に負わせる”こと自体が非常識

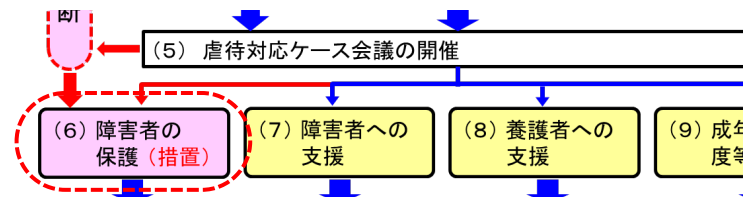
(6) 障害者の保護 (P.75-79)

④ 措置後の対応・措置解除

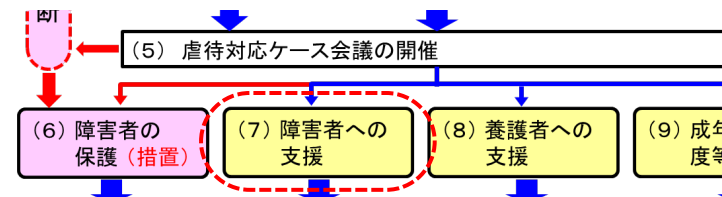
- 生活環境の激変に対する支援
 - ✓ 環境激変による精神的な支援は重要
 - ✓ 口座変更等(経済的虐待の場合等)など、関係機関との連携
- 養護者に対する支援
 - ✓ 養護者の生活困窮(経済的虐待の場合)に対する支援、過度な共依存にあった養護者に対する精神的支援等

「意思決定支援」を大前提とした措置解除に向けた対応

- 自立生活への移行(地域移行・地域定着支援の活用等)
- 家庭復帰(一定期間は継続的な観察と支援が必須)
- 契約入所・サービス利用への移行(成年後見制度等と並行)



(7) 障害者への支援 (P.79-84)



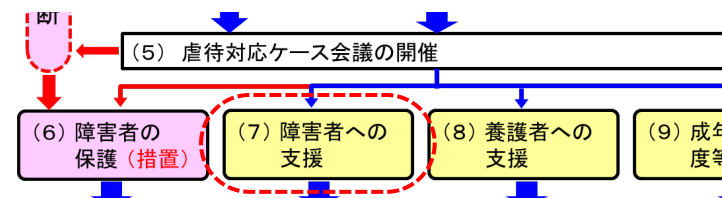
① 各種福祉サービス等へのつなぎ

- 適切な福祉サービスの利用がなされていない場合等
 - ✓ 結果的に養護者支援につながる場合もある（障害福祉サービス利用による養護者の支援疲れの軽減等）
 - ✓ 生活困窮状態にある場合の生活保護制度等の活用や就労支援機関との連携による所得保障・自己実現の支援

② 住民基本台帳の不当利用の防止措置

- 養護者から身を守るために居所を移した場合等
 - ✓ 加害者からの閲覧請求等を拒否できる。
 - ✓ 第三者からの閲覧請求等についても審査が厳格化（なりすましによる閲覧の防止）
 - ✓ 申出に基づき、迅速に住民課等に伝達・周知を図ることが必要

(7) 障害者への支援 (P.79-84)



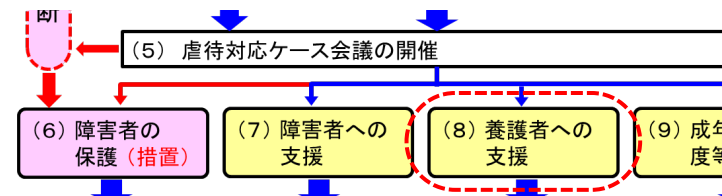
③ 年金個人情報にかかる措置

- 経済的虐待等にあって障害者の年金を保護する必要がある場合等
 - ✓ 年金の搾取が疑われる場合、事実確認の把握のために、年金個人情報の市町村に対する提供は可能（2016年4月以降）
 - ✓ 市町村等の支援機関が発行する証明書により、年金個人情報の秘密保持のための対応が可能（2017年7月以降）
 - 基礎年金番号の変更
 - 本人・法定代理人以外の者に対する個人情報開示の拒否

④ マイナンバー制度における不開示措置等

- 養護者から身を守るために居所を移した場合等
 - ✓ 住所等の情報の不開示設定・マイナンバーカードの変更等

(8) 養護者への支援 (P.85-89)



① 養護者支援の意義

- 養護者による虐待の要因は極めて多様かつ複雑な場合がある
 - ✓ 長期間にわたる支援の疲れ・将来に対する閉塞感
 - ✓ 世帯全体の経済的困窮
 - ✓ 家族間の人間関係（強弱関係・過度な共依存）
 - ✓ 高年齢層に多い障害に対する偏見・周囲への遠慮 等



- 障害者支援と同様に、対症療法だけでなく、要因の解消が必要
 - ✓ 家族関係の修復とともに世帯全体の生活の安定に対する支援
 - ✓ 支援にかかる負担の軽減・閉塞感の解消に向けた支援 等

養護者支援は虐待の再発・未然防止に最も効果がある

参考) 家族にも自分の人生がある

認知症高齢者や障害者の支援をしている養護者・家族に対し・・・

「大変ですね、頑張ってくださいね」「お身体を大事にしてください」
と励ます人はいるが・・・

「なぜ頑張る必要があるのですか」

と問いかける人はほとんどいない・・・

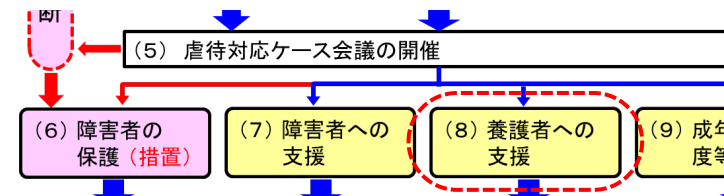


家族の存在意義は“直接支援・目に見える支援”の外にある。

直接支援・目に見える支援は“公的責任”（住民の理解促進を含む）

家族自身の人生を考えない励ましが家族を追い込むことも・・・

(8) 養護者への支援 (P.85-89)



② 養護者支援の視点とポイント

- ・ 養護者支援を専門に担当する職員（チーム）の配置（（2）-②参照）
- ・ 関係機関へのつなぎと協働
 - ✓ 経済的困窮や高齢化の問題など、他の部署による支援が必要

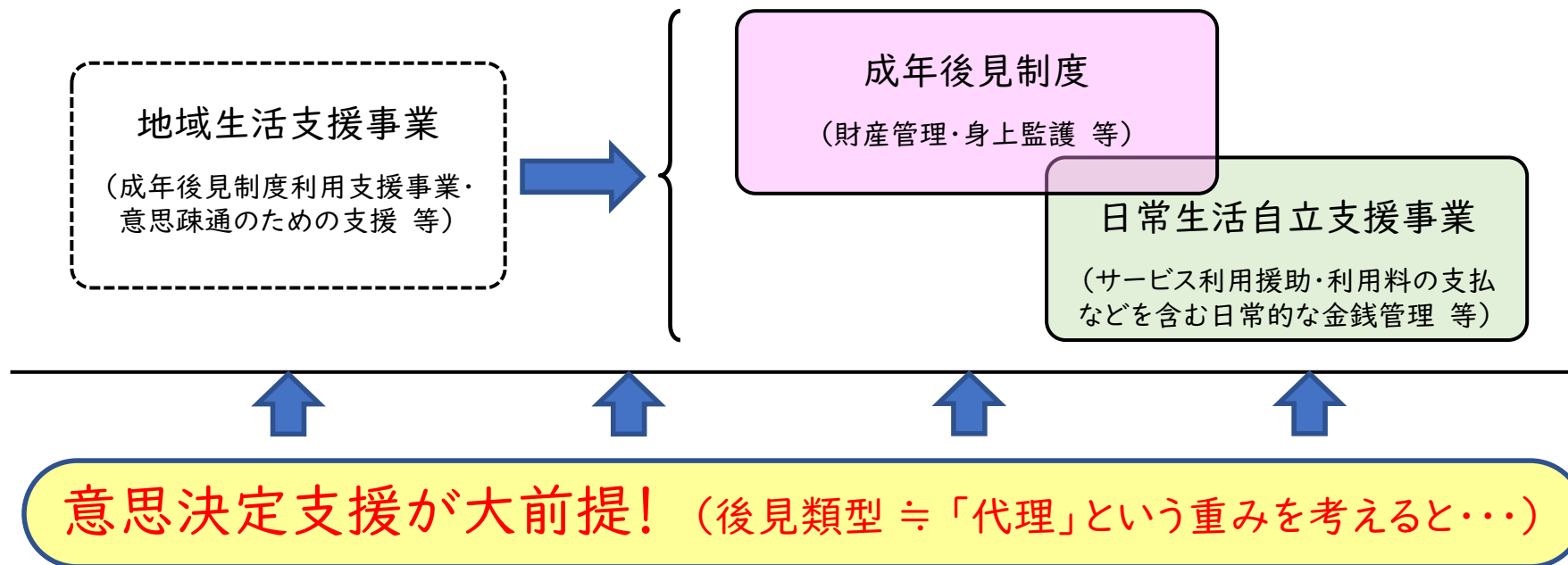
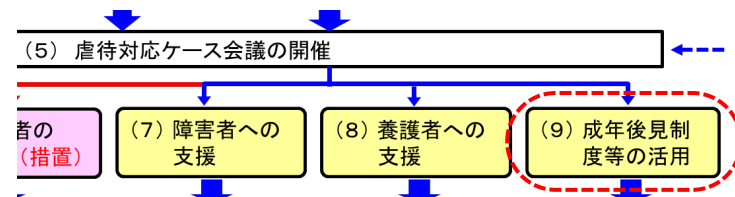
③ ショートステイの確保

- ・ 養護者の支援疲れを軽減するための短期入所サービス利用は有効
 - ✓ 施設側の危惧を解消するための普段からの関わりが重要（施設の体験利用・困難な場合には施設職員による訪問等）
 - ✓ 既成の短期入所以外に、地域の実情と障害者の意向を踏まえた柔軟な事業の検討・展開
- ただし、レスパイトショートは本人不在の支援策（本人が一時的に居所を移す）であり、より本質的な養護者支援の検討が必要

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

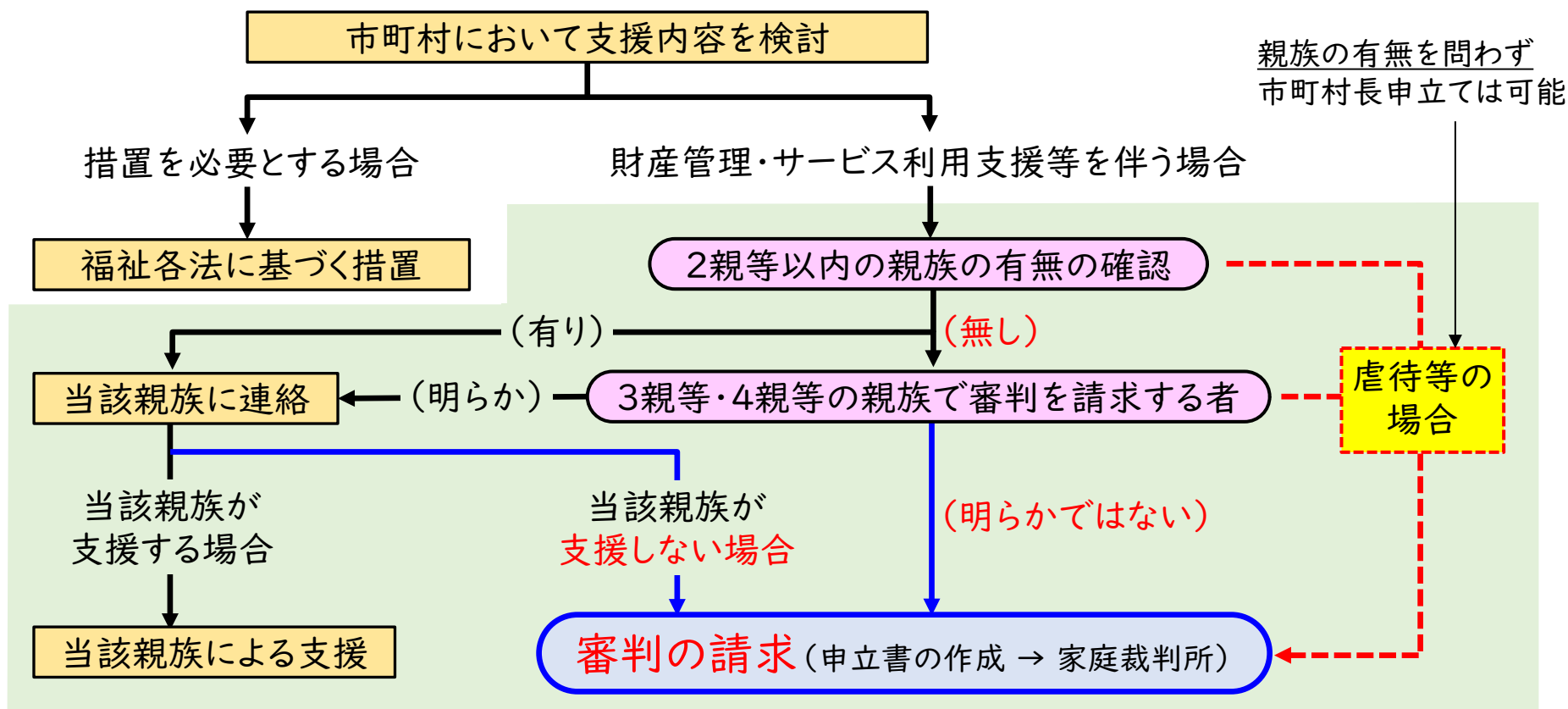
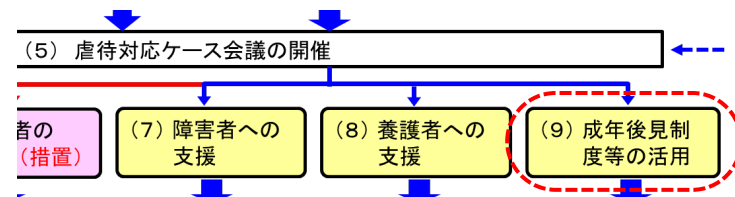
① 権利擁護関連諸制度の活用

- ・ 権利擁護に関連する諸制度・事業等を最大限に活用
- ・ 成年後見制度市町村長申立てにかかる人材確保



(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

② 市町村長申立ての活用



※ 市町村長申立てにかかる具体的な手続き・フローチャートはP.92-93参照

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

③ 市町村長申し立て時の親族調査

- 親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するための親族調査は、以下に区分される。



区分	調査の目的
(a) 戸籍調査	親族の有無の確認
(b) 意向調査	親族が申立てを行う意向があるかの確認
(c) 利用意見調査	成年後見制度を利用開始すること等への意見の確認

- それぞれの調査については、基本的な考え方に留意しつつ、虐待等の緊急事案については、柔軟かつ迅速な対応に留意する必要がある。

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

③-(a) 戸籍調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
• あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認のうえ、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかなきは、市町村長申立ては行わないことが適当	• 本人の権利擁護を担うべきキーパーソンの把握という観点から、原則として実施 • ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得る。

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

③-(b) 意向調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
• 親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努める。 • 虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。	• 虐待等の緊急事案においては省略することができる。 • 一方で、戸籍調査の過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、申立後の支援等を考慮するに当たり調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により調査を実施することができる。 • ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意する。

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

③-(c) 利用意見調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
- 制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。 - これを踏まえ、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努める。	- キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行うことは可能 - ただし、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施

各調査とも、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることに留意した対応が肝要

(9) 成年後見制度等の活用 (P.89-95)

④ 住所と居所が異なる市町村である場合の対応

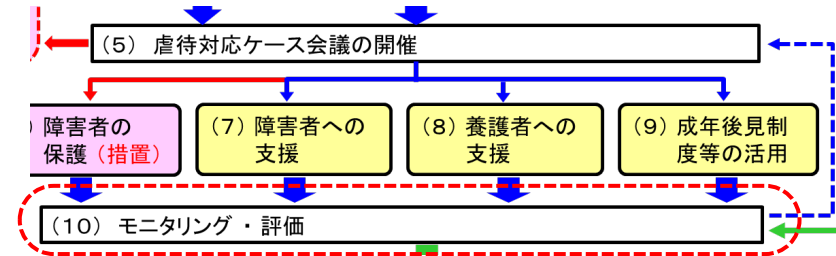
例	申し立て市町村(原則)
生活保護の受給者	生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。)
措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関(措置から契約に切り替わった場合を除く。)
住所地特例対象施設に入所し、介護保険・障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとって中心的であるサービスを所管する市町村
生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村(ただし、長期入院患者で、退院後は入院前の居住地に居住を予定しているときは、入院前の居住地の市町村)

上記に依りがたい特別な事情がある場合は、関係市町村が協議の上で決定

(10) モニタリング・評価 (P.96)

① モニタリング

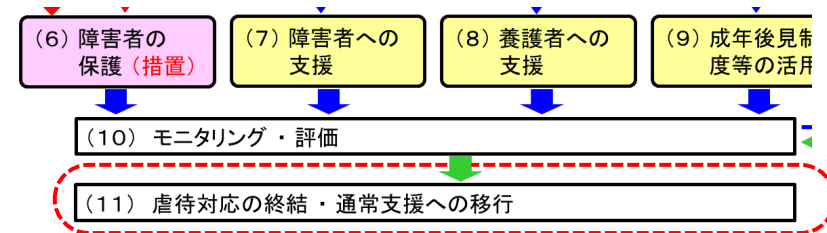
- ・ 定期的な実施(2週間を目安)
- ・ 関係諸機関との連携
- ・ 状況の変化に応じた対応方針の柔軟な見直し → ケース会議の開催



② 評価

- ・ 客観的な評価が必要 → 特に課題に対する評価
- ・ 対応等で課題があった場合は、次につながるように、今後の対応方法等についても協議
- ・ 虐待対応ケース会議における評価をもとに、
 - (更なる対応が必要な場合) → (6)~(9)を実施し、再評価
 - (事案にかかる課題が解消) → (11)「虐待対応の終結」へ

(11) 虐待対応の終結 (P.96-97)



① 終結の判断基準

- 虐待“行為”だけでなく“要因”を含む
 - ✓ 要因が解消されなければ、再発の芽が残ることに留意
 - ✓ 行為の解消は即時対応であるが、要因の解消は長期にわたることもある。

② 終結後の支援

- 虐待対応の支援から通常支援への切り替え
- 終結判断後の虐待の再発に備えた情報共有

財産上の不当取引による被害の防止 (P.98)

- 市町村は、養護者・施設従事者・使用者以外の“第三者”による財産上の不当取引により、障害者が被害にあわないための対応策を講じる必要がある（市町村長の成年後見制度の審判請求は上記の場合にも可能）。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第43条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第44条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

ご清聴ありがとうございました。

本資料に関するご批判・ご質問は下記まで

taniguchi@kusw.ac.jp